

# 公 告

分任契約担当  
陸上自衛隊遠軽駐屯地  
第376会計隊長 西川 巧二

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4LXR1AA00070	4MQE1AE2023 0001		16				
品名 または 件名							
# 6 体育館内部改修建築等設計							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊遠軽駐屯地				陸上自衛隊遠軽駐屯地			
搬入場所				納 期 または 工 期			
陸上自衛隊遠軽駐屯地				令和6年7月31日 (水)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

防衛省競争参加資格の「コンサルタント・建築」に係る等級がA、B、C等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊遠軽駐屯地 第376会計隊 契約班

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和6年5月22日 (水) 10時00分 陸上自衛隊遠軽駐屯地第376会計隊

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除する要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ウ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者

エ 契約担当官から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 別紙の「工事請負契約等に係る指名停止等」に該当しない者であること。

カ 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

### (2) 説明会に関する事項

説明会は実施しない。

ただし、現場確認を希望する場合は事前調整を、仕様書に関する事項の問い合わせは問い合わせ先まで連絡すること。

### (3) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

イ 契約保証金を免除とする（ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えるものとする。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の1以上とする。）

(4) 入札の無効

- ア 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- エ 電報・電話・FAXによる入札
- オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- カ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合
- キ 入札書に暴力団排除に関する制約事項に関する旨の記載がない入札書（入札及び契約心得参照）

(5) 契約書の作成

契約書を作成するものとする。

(6) 落札決定方式

当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とします。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより決定する。

(7) その他

- ア 契約成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算し金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札に参加する者は、防衛省競争参加資格（写）を提出すること。
- エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する場合は、示された場所において「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ所要の事項を記載する。
- カ 郵便による入札を認める。この際封筒に「入札件名」を明記し、防衛省競争参加資格（写）を同封し、令和6年5月21日（水）17時00分まで陸上自衛隊遠軽駐屯地第376会計隊契約班へ必着とし、その際は電話にて入札に関する担当者に到達確認を行うこと。
- キ 再度入札を行う場合は、直ちに実施する。ただし、郵便入札があった場合は官側の指定する日時に執行する。
- ク 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。
- ケ 入札に関する事項の問い合わせ先  
陸上自衛隊遠軽駐屯地 第376会計隊 契約班 （担当：川田）  
TEL 0158-42-5275 （内340）
- ク 品目・規格等に関する事項の問い合わせ先  
陸上自衛隊遠軽駐屯地 管理科（担当：加藤）  
TEL 0158-42-5275 （内317）

(8) 公告掲示場所及び期間

- ア 掲示場所：遠軽商工会議所  
旭川商工会議所  
陸上自衛隊札幌駐屯地  
陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊  
陸上自衛隊遠軽駐屯地第376会計隊  
北部方面会計隊ホームページ  
<http://www.mod.go.jp/gsd/nae/fin>
- イ 掲示期間：令和6年4月18日（木）～令和6年5月22日（水）

工事請負契約等に係る指名停止等

1 「北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。」

また、設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者を資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。」

2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する防衛局指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施工規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合







次のア又はイに該当する2者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同

じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア(1)は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

業務隊長	管理科長	営繕班長	施設管理係	管財係	担当者
					

業務の名称：#6 体育館内部改修建築等設計

令和6年4月9日

陸上自衛隊 遠軽駐屯地業務隊 管理科

調達要求番号	4MQE1AE2023	作成部隊名	遠軽駐屯地業務隊管理科
作成年月日	令和6年4月9日	仕様書番号	16
		作成者	加藤技官

## 建築等設計業務委託特記仕様書

### I 業務概要

1. 業務の名称 #6 体育館内部改修建築等設計
2. 履行期間 契約締結の翌日～令和6年7月31日まで
3. 計画施設概要
  - (1) 施設名称 遠軽駐屯地 体育館
  - (2) 敷地の場所 北海道紋別郡 遠軽町
  - (3) 施設用途  
国土交通省告示第15号別添二の建物類型三号第1類とする。

#### 4. 設計と条件

##### (1) 敷地の条件

- a. 遠軽駐屯地 259,296.45㎡
- b. 用途地域及び地区の指定  
遠軽駐屯地 地域区分非設定

##### (2) 施設の条件

施設名称	主要構造	延べ面積	建設年度	備考
体育館改修	S - 2	1,156.95㎡	昭和56年	改修設計 (内部部分改修： 約15㎡)

##### (3) 耐災害性能

「自衛隊施設の基本的性能基準」による、耐災害性能は以下のとおりとする。  
なお、耐災害性能については、「官庁施設の総合耐震計画基準」の耐災安全性の目標に準ずるものとする。

##### (4) 建設の条件

- a. 改修の工事費  
体育館改修 9,877,000円(税抜き) (建築・設備)
- b. 改修工期  
・予定 令和6年10月上旬から令和6年12月20日

##### (5) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

設計と条件については、次の資料による。

- ・設計概要書
- ・工事要求機関設計資料
- ・II 5. (4) に示す適用基準類

## II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

なお、「公共建築設計業務委託共通仕様書」については、国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/>) の「官庁営繕の技術基準」、「官庁営繕関係統一基準」を参照されたい。ただし、「同共通仕様書」中の「調査職員」は「監督官」に読み替える。

### 1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、・印の付いたものについては、○印が付いたものを適用する。

### 2. 管理技術者の資格要件及びヒアリングの実施

#### (1) 管理技術者の資格要件は次による。

なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する2級建築士以上
- 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

#### (2) 管理技術者に対するヒアリングの実施（・実施する ○ 実施しない）

契約締結後、1～2週間後の適当な時期に管理技術者等（管理技術者、担当技術者をいう。）に対して、当該業務に関する進捗、調整及び対応手法並びに基本事項等についてヒアリングを行うものとする。

なお、ヒアリングの結果、当該業務の実施につき不相当と認めるときは、設計等業務委託契約書第16条の規定に基づき、必要な措置を請求することがある。

### 3. 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

なお、プロポーザル方式により業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できるものとする。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成25年4月以降の同種又は類似業務の実績、平成25年4月以降に担当した地方防衛局・支局発注の業務実績及び令和5年4月現在の手持業務の状況
- (2) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成25年4月以降の同種又は類似業務の実績、平成25年4月以降に担当した地方防衛局・支局発注の業務実績及び令和5年4月現在の手持業務の状況
- (3) 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数平成25年4月以降の同種又は類似業務の実績
- (4) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合）

- (5) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成25年4月以降の当該分野における業務の実績・令和5年4月現在の手持業務の状況（建築、構造電気、機械及び通信以外に分担業務分野がある場合）

注)「平成25年4月以降の同種又は類似業務の実績」とは、以下の①～③全ての項目に該当する実績をいう。

なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

- ①平成25年4月以降に完成した施設の設計業務実績
- ②本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績(ただし、管理技術者又は、これに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。)
- ③以下を満たす施設の設計業務実績
- (7) 同種業務の実績における対象施設は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積1000㎡/棟以上新設又は改修建築設計業務、延べ面積1000㎡/棟以上新設又は改修建築に係る機械設備設計業務
- (イ) 類似業務の実績における対象施設は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積300㎡/棟以上新設又は改修建築設計業務、延べ面積300㎡/棟以上新設又は改修建築に係る機械設備設計業務

- (6) 成果図書の一覧リスト

- (7) 設計概要書に基づいた「実施設計方針の策定」

- (8) 建築士法第24条の7による重要事項説明の必要な事案である場合、予め契約を締結するときに説明した重要事項説明書等の写し。

- (9) 設計実施工程表

#### 4. 実施設計の内容及び範囲

##### (1) 実施設計の内容及び範囲

- a. 実施設計
- 建築（総合）実施設計
  - ・ 建築（構造）実施設計
  - ・ 建築（解体）実施設計
  - 電気設備実施設計
  - 機械設備実施設計
  - ・ 空気調和設備実施設計
  - 給排水衛生設備実施設計

##### b. 実施設計に関する業務範囲

業務項目及び内容		業務範囲
(1) 要求等の確認	(イ) 発注者の要求等の確認	・ 行う <input type="radio"/> 行わない
	(ロ) 設計条件の変更等の場合の協議	・ 行う <input type="radio"/> 行わない
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(イ) 法令上の諸条件の調査	・ 行う <input type="radio"/> 行わない
	(ロ) 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	・ 行う <input type="radio"/> 行わない
(3) 実施設計方針の策定	(イ) 総合検討	<input checked="" type="radio"/> 行う ・ 行わない
	(ロ) 実施設計のための基本事項の確定	<input checked="" type="radio"/> 行う ・ 行わない
	(ハ) 実施設計方針の策定及び発注者への説明	<input checked="" type="radio"/> 行う ・ 行わない



業務項目及び内容		業務範囲
(4) 実施設計図書の作成	(イ) 実施設計図書の作成 【発注者より既存図面等を提供】 <input checked="" type="radio"/> 既存建物建築図、設備図	<input checked="" type="radio"/> 行う ・行わない
	(ロ) 【発注者より標準図面等を提供】	・行う <input checked="" type="radio"/> 行わない
	(ハ) 建築確認申請図書の作成	・行う <input checked="" type="radio"/> 行わない
(5) 概算工事費の検討		<input checked="" type="radio"/> 行う ・行わない
(6) 実施設計内容の発注者への説明等		<input checked="" type="radio"/> 行う ・行わない

c. 第三者に委託又は請け負わせてはならない業務の指定

7. 国土交通省告示第15号の別添一の1. 二. ロ. (1). (1)の成果図書（構造計算及び積算を除く。）の作成

（主たる業務が機械の場合）

1. 国土交通省告示第15号の別添一の1. 二. ロ. (1). (3). (ii) ④から⑧及び⑩並びに(iii) ④から⑦及び⑩までの成果図書（積算を除く。）の作成

(2) 追加業務の内容及び範囲

成果図書に基づく積算業務

積算数量算出書の作成

単価作成資料の作成

見積徴収

見積検討資料の作成

・計画通知書又は建築確認申請書に係る総合調整業務（各設計業務受注者との総合調整）

・1回

・計画通知書又は建築確認申請書の手続き業務（提出後の質疑応答等に対応する業務を含む。）

・構造計算適合性判定が必要な業務

・構造計算適合性判定が必要でない業務

・計画通知書の確認済証の受領

・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）

・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務

・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

・建築物のエネルギー消費性能基準への適合判定が必要な業務

・建築物のエネルギー消費性能基準への適合判定が必要でない業務

・リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建築副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

・概略工事工程表の作成

・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室に係る特別な検討等）

・エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1号に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務

- ・リサイクル計画書の作成
  - ・建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務  
【新築が含まれる場合】
  - ・官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
  - ・透視図作成 [種類 ( ) 判の大きさ ( )、枚数 ( )  
額の有無 ( ) 及び材質 ( ) ]
  - ・透視図の写真撮影 [カット枚数 ( )  
判の大きさ ( )、及び白黒・カラーの別 ( ) ]
  - ・模型作成 [縮尺 ( )、主要材料 ( )  
ケースの有無 ( ) 及び材質 ( ) ]
  - ・模型の写真撮影 [カット枚数 ( )  
判の大きさ ( )、及び白黒・カラーの別 ( ) ]
  - ・電気設備業務（通信業務を含む）
    - ・内部雷保護設備（外部、内部）に係る検討
    - ・屋外外灯設備に係る検討
    - ・構内通信線路設備に係る検討
    - ・テレビ電波受信障害調査業務
    - ・支線式鉄骨柱及び通信鉄塔附帯設備に係る検討
    - ・テレビ電波障害防除設備に係る検討業務
    - ・既設建物等解体に係る検討業務
    - ・構内配電線路設備に係る検討
    - ・航空灯火設備に係る検討
    - ・音声誘導設備に係る検討
- 機械設備業務
- ・屋内給汽設備に係る検討
  - 暖房設備に係る検討
    - ・蓄熱システムに係る検討
    - ・雪冷房設備に係る検討
    - ・排気ホースリール装置に係る検討
    - ・ボイラー設備に係る検討
    - ・煙突・煙道設備に係る検討（煙突本体及び基礎構造計算含む。）
    - ・太陽熱利用システムに係る検討
    - ・排水処理設備に係る検討
    - ・雨水・排水利用設備に係る検討
    - ・ろ過設備に係る検討
    - ・屋外ガス設備撤去に係る検討
    - ・医療ガス配管設備に係る検討
    - ・クリーンルームユニットに係る検討
    - ・隔離ルームユニットに係る検討
    - ・エアーシャワー設備に係る検討
    - ・既設建築物等解体に係る検討
  - ・圧縮空気設備に係る検討
  - ・給油設備に係る検討（タンク本体及び基礎構造計算含む。）
  - ・EPC管理システムに係る検討
  - ・搬送設備（気送管設備等）に係る検討
  - ・除湿設備に係る検討
  - ・実験設備に係る検討
  - ・空気浄化設備に係る検討
  - ・特殊換気設備（集塵機等）に係る検討
  - ・屋外給汽設備に係る検討
  - ・燃料施設に係る検討
  - ・屋外給湯配管設備に係る検討
  - ・車両侵入防止装置に係る検討
- 設計業務に於ける現地調査  
（目視及び計測による調査とし、掘削及び足場掛けは行わない。）  
（起点札幌市）
- 遠軽駐屯地：技師C 1名、技術員2名を見込む（1パーティ）  
（実働2日間）（事前調査、確認調査）
  - 遠軽駐屯地：電気担当の技師Cを1人日×2回とする。  
（実働2日間）（事前調査、確認調査）

○遠軽駐屯地：機械担当の技師Cを1人日×2回とする。

（実働2日間）（事前調査、確認調査）

なお、これに要する費用として、往復交通費（公共交通機関）及びライトバン（遠軽駅～現地）を見込むものとする。

○施設関係者との設計会議

施設関係者間で実施される設計会議に設計担当者（技師C 3名/日・回）を出席させる。（遠軽駐屯地内4回）

○アスベスト定性分析調査（調査箇所は、監督官の指示による。）

7. 体育館

1. 測定方法：J I S A 1 4 8 1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）による定性分析

7. 検体採取部位及び検体数：体育館×8箇所

体育館：外部仕上げ1ヶ所、内部仕上げ2ヶ所（天井、床）

体育館：給水管及び蒸気管（エルボ、直管部）、蒸気管パッキン

○工事連絡会議の出席等

設計受注者は、本設計に関する工事受注者から工事連絡会議に担当技術者等の出席を求められた場合、協力を行うものとする。この場合、会議において、詳細な設計内容・条件等の他、計画通知等の内容等について書面で伝達を行うものとする。

なお、設計受注者が工事連絡会議に出席するための費用は別途工事受注者の負担とする。

## 5. 業務の実施

### (1) 一般事項

- 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- 積算業務は、監督官の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- 計画通知書提出等に係る添付図面作成を行う。
- 本業務により計画通知書等を提出する場合には、業務に従事した1級建築士の必要な事項を記載し、捺印するものとする。

### (2) 履行期限の厳守について

- 本業務の履行に当たって、関連する業務の工程は次のとおりであるので、受注者相互の連絡調整等を密にし、業務が遅延することがないように努める。

業務名称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
# 6 体育館内部改修建築等設計		—							

### (3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督官に提出する。

- 業務着手時
- 監督官又は管理技術者が必要と認めた時
- その他（ ）



## (5) 図書の確認

受注者は、下記の段階ごとに設計図書等を監督官に提出し、確認を受けるものとする。

- 30%図書       60%図書       90%図書       100%図書

## (6) 図書の確認図の提出部数等

確認図書	原図	陽面焼等	製本形態	摘要
30%図		(1)部	ホッチキス止め	A3
60%図		(1)部	ホッチキス止め	A3
90%図		(1)部	ホッチキス止め	A3
100%図	(1)部	(1)部	ホッチキス止め	図面ケース共

(注)：成果物の電子データは、CD-R等の電子媒体にて提出し、ファイル形式は、以下のとおりとする。

## ①資料ファイル

資料ファイルのファイル形式については、JW\_CAD形式とする。

## ②オリジナルファイル

オリジナルファイルを作成するソフト及びファイル形式については、受注者が決定することができる。ただし、可能な限り汎用的なソフトを利用するよう努める。

## (7) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用基準等のうち、</li> <li>・貸与に○印のついたもの</li> <li>・自衛隊施設の基本的性能基準の確保に係るニーズ</li> <li>・設計概要書</li> <li>・基本計画書資料、実施計画書資料等、工事要求機関設計資料</li> </ul> <p><input checked="" type="radio"/> 以下に示す施設は既存図面を貸与する。</p> <p><input checked="" type="radio"/> #6 体育館</p>	建築・設備等設計図書

貸与・返却場所（遠軽駐屯地業務隊管理科）

貸与記録簿を作成し、貸与期間中の適正な管理を行うこと。

貸与時期（業務着手時）

返却時期（業務完了時）

業務完了後速やかに返却すること。

## (8) コスト縮減に係る提案について

受注者は、本業務の実施に当たり、設計対象物に係るコスト縮減に資する工法・材料について、監督官に提案するものとする。

## (9) 構造計算書及び構造設計図との確認

建築構造チェックシートに基づき、構造計算書と構造設計図との確認を、再度、担当技術者以外が行う。

確認に使用した建築構造チェックシートは、90%図書確認時に提出すること。

(10) 成果物の提出場所（陸上自衛隊遠軽駐屯地業務隊管理科）

(11) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(12) 業務実績情報及び業務成績情報の登録について

業務完了後10日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督官の確認を受けた後に、（社）公共建築協会に登録する。また、（社）公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを、監督官に提出しなければならない。

なお、本業務の業務成績評定点は、PUBDISに登録され、本システムを利用する他の公共機関と相互利用される。

(13) 電子納品

- a. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「防衛施設設計業務に係る電子納品手引書（案）：以下、「手引書」という。」に基づき作成されたものを指す。

なお、「手引書」については、防衛省装備施設本部HP（<http://www.epco.mod.go.jp/>）の「建設工事に関する情報」、「建設工事の技術基準等」を参照されたい。

- b. 電子納品は、「手引書」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で正副2部提出する。なお、電子納品の範囲等については、監督官との事前協議の上決定するものとする。

電子納品の提出の際には国土交通省の「電子成果物作成支援・検査システム」により動作確認を行い、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

(14) 業務関係書類の適正な管理について

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては情報の流出に万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用する。

なお、業務関係書類とは、設計図書、業務計画書等の成果品のほか、管理技術者等通知書の本支店等にて作成する書類の一切を含むものとする。

(15) 入門手続き等

駐屯地等への立入りに際しては、駐屯地等所定の立入り許可証が必要であり、この許可証の発行には所定の手続き終了後概ね1ヶ月を要する。

なお、測量調査、地質調査及び設計業務に係る現地調査などは、臨時又は短期の立入りとして取扱われ、所定の手続きを終了後、数日のうちに許可される。

## (16) 自衛隊施設の環境保全性の確保について

## a. 環境保全性の確保の水準

①・「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）に示す建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準による。

・「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）に示す建築主等の判断の基準による。

（対象施設： — ）

②・建築環境総合性能評価システム（CASBEE）

建築物の環境効率（BEE値） ・ 1.5以上 ・ 1.0以上

（対象施設： なし ）

b. 本業務の実施に当たっては、上記 a. 環境保全性の確保の水準を確保するよう各段階において十分に検討を行うこと。

## ①準備段階

環境保全性の確保に関する諸条件を把握し、条例等に基づき求められる環境対策について確認を行うこと。

## ②設計当初段階

環境保全性の確保の水準について確認を行いつつ、省エネ工法等の取り込みなどを設定し、その取り込みなど対応策については、監督官に提出し、確認を受けるものとする。

## ③設計最終段階

環境保全性の確保の水準が達成されるよう、設計を進めるとともに、設計最終段階は環境保全性の確保の水準と同等以上であることを確認すること。

## 7. 撤去工事（解体工事）の設計

有り

・無し

(1) アスベスト材（特別管理型産業廃棄物）、冷媒ガス及び残油等の産業廃棄物等は、種類、数量、撤去方法を図示する。

（処分場所、処分単価は調査するものとする。）

(2) 建設リサイクル法による分別解体が施工できるように種類、数量、撤去方法を図示する。





## ③部隊等印

部隊等印の寸法・記載事項は、図-3 (a) 及び図-3 (b) を標準とする。(図中単位：mm)

工 事						図 面 全 葉	50
図 面						縮 尺	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	施設管理	管 財	担 当	50
陸上自衛隊遠軽駐屯地業務隊管理科					令和 年 月 日		50
115							

図-3 (a) 部隊等印 (表紙)

工 事						図 面 全 葉	30
図 面						縮 尺	
陸上自衛隊遠軽駐屯地業務隊管理科					令和 年 月 日		30
115							

図-3 (b) 部隊等印 (表紙以外)



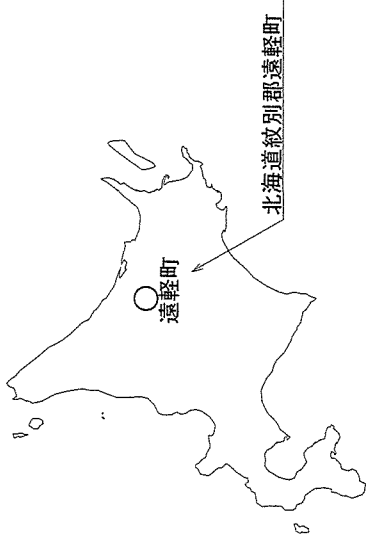
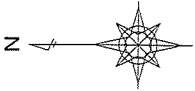


(1) 一 3 実施設計 (改修)  
体育館

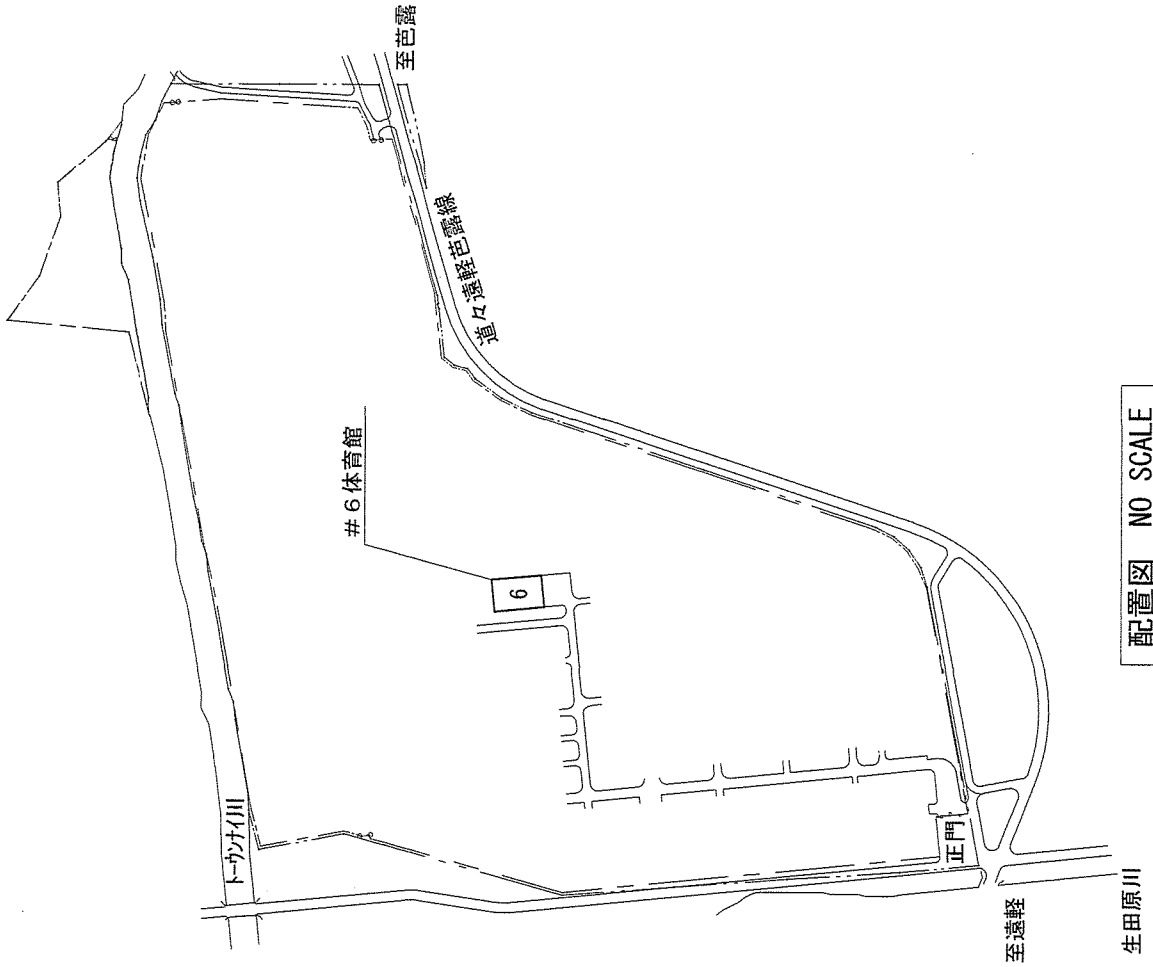
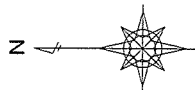
成果物等 (機械)	縮尺	部数	陽画焼	製本形態	摘要 (A1判及び電子納品以外は特記)
d. 機械設備					
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機械設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表紙、図面目録</li> <li>○ 特記仕様書</li> <li>○ 敷地案内図</li> <li>○ 配置図</li> <li>○ 建物断面図</li> </ul> </li> </ul>	1/100~1/200	各 2 部	( ) 部		A 3
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空気調和設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機器表 (暖房、換気)</li> <li>○ 空調機器設備図</li> <li>○ 換気設備図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排煙設備図</li> </ul> </li> <li>○ 暖房設備図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダクト設備図</li> </ul> </li> <li>○ 撤去図</li> </ul> </li> </ul>	1/ 30~1/200 1/ 30~1/200 1/100~1/200 1/100~1/200 1/100~1/200 1/100~1/300 1/ 50~1/200	各 2 部	( ) 部		A 3
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給排水衛生設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機器表</li> <li>○ 衛生器具設備図</li> <li>○ 給水設備図</li> <li>○ 給湯設備図</li> <li>○ 排水・通気設備図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水処理設備図</li> <li>・ 消火設備図</li> <li>・ ガス設備図</li> <li>・ 厨房設備図</li> <li>・ ごみ処理設備図</li> </ul> </li> <li>○ 撤去図</li> </ul> </li> <li>・ 搬送設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーター設備図</li> </ul> </li> <li>・ 屋外設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外給油設備図</li> <li>・ 屋外給汽設備図</li> <li>・ 屋外冷温水設備図</li> <li>・ 屋外給湯設備図</li> <li>・ 屋外設備詳細図</li> <li>・ 撤去図</li> </ul> </li> <li>・ 屋外融雪装置図</li> </ul>	1/ 30~1/200 1/ 30~1/200 1/ 30~1/200 1 /30~1/200 1/ 30~1/200 1/ 30~1/200 1/ 50~1/200 1/ 50~1/200 1/ 50~1/200 1/ 50~1/200 1/ 50~1/200 1/ 30~1/200 1/ 30~1/200 1/100~1/300 1/100~1/300 1/100~1/300 1/100~1/300 1/100~1/300 1/ 30~1/100 1/100~1/300	各 2 部	( ) 部		A 3
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空気調和設備設計計算書</li> </ul>		1 部	( ) 部		A 4
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給排水衛生設備設計計算書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬送設備設計計算書</li> <li>・ 屋外設備設計計算書</li> <li>・ 計画通知図書</li> <li>・ 中高層建築物の届出書</li> </ul> </li> </ul>		1 部	( ) 部		A 4

成果物等	原図	製本形態	摘要 (A1判及び電子納品以外は特記)
e. 建築積算 <input checked="" type="radio"/> 建築工事積算数量算出書 <input checked="" type="radio"/> 建築工事積算数量調書 <input checked="" type="radio"/> 見積書、見積比較表 <input checked="" type="radio"/> 積算チェックシート	1部 1部 1部 1部		A4 A4 A4 A4
f. 電気設備積算 <input checked="" type="radio"/> 電気設備工事積算数量算出書 <input checked="" type="radio"/> 電気設備工事積算数量調書 <input checked="" type="radio"/> 見積書、見積比較表	1部 1部 1部		A4 A4 A4
g. 機械設備積算 <input checked="" type="radio"/> 機械設備工事積算数量算出書 <input checked="" type="radio"/> 機械設備工事積算数量調書 <input checked="" type="radio"/> 見積書、見積比較表	1部 1部 1部		A4 A4 A4
h. その他 ・透視図 ・模型 ・防災計画書 ・省エネルギー関係計算書 <input checked="" type="radio"/> コスト縮減検討報告書 <input checked="" type="radio"/> 概略工事工程表 <input checked="" type="radio"/> 概算工事費報告書 <input checked="" type="radio"/> アスベスト調査報告書	1部 1部 1部 1部		A4 A4 A4
I. その他 <input checked="" type="radio"/> 各種技術資料 ・構造計算データ <input checked="" type="radio"/> 各記録書 <input checked="" type="radio"/> CADデータ	一式 一式 一式		

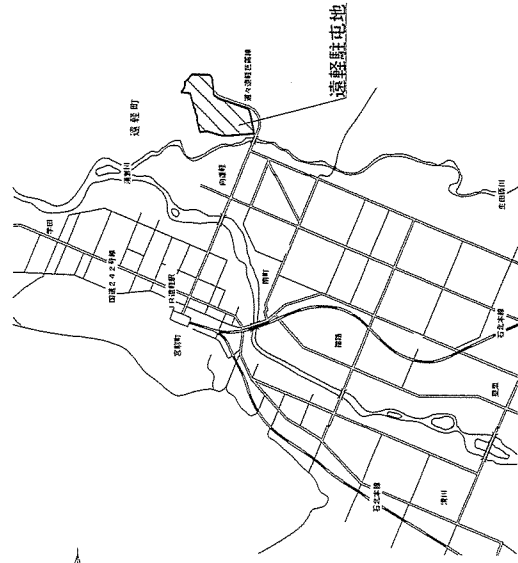
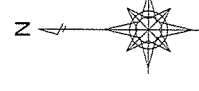
- (注) : 建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中にも含めることもできる。
- : 積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBC2(財)建築コスト管理システム研究所)による。
  - : 設計図は、適宜、追加してもよい。
  - : 成果物は、監督官の指示により、製本とする。
  - : 負荷計算等を既存のソフトで行う場合は、事前に監督官と協議する。



案内図 NO SCALE



配置図 NO SCALE



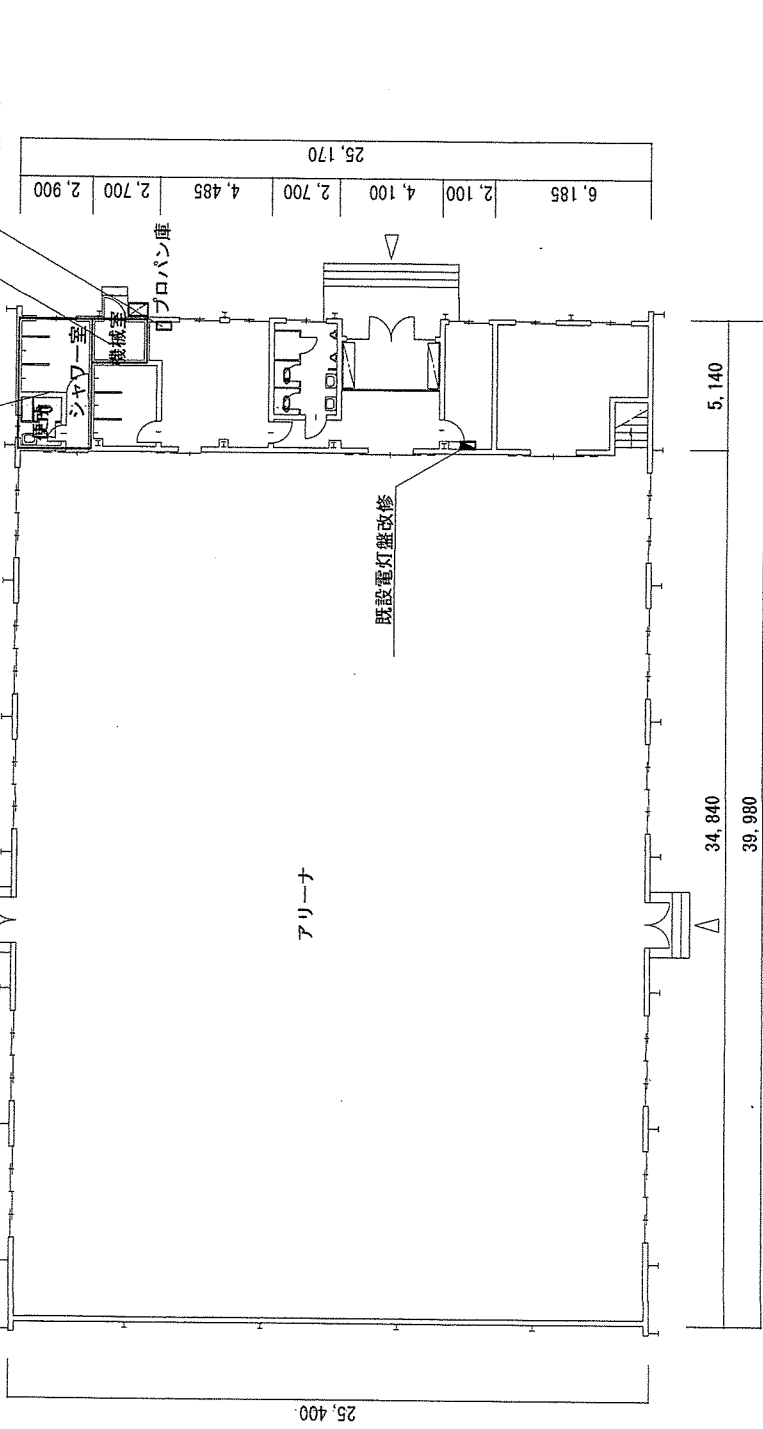
位置図 NO SCALE

件名	#6 体育館内部改修建築等設計	図面番号	18	22
種別	案内図・位置図・配置図	縮尺	図示	

内部改修 (便所：女子、シャワー室)

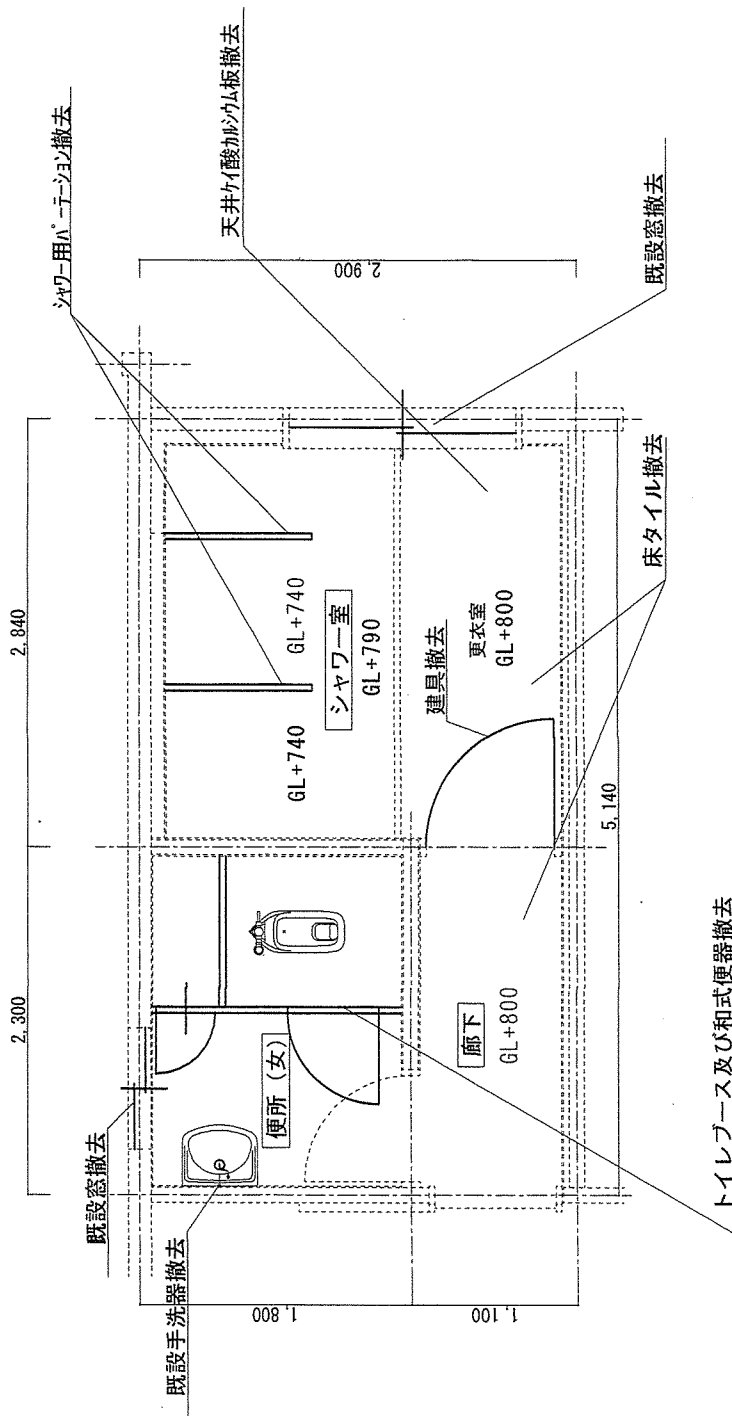
- ・衛生設備一式
- ・電気設備一式
- ・空調和設備一式
- ・給水、給湯設備一式
- ・排水設備一式

- ・真空給水ポンプ撤去
- ・配管設備一式
- ・壁掛け型ガス給湯器撤去
- ・配管設備一式



凡例：  内部改修範囲

件名	#6 体育館内部改修建築等設計		図面番号	19 / 22
	種別	平面図 (現況)		縮尺



- ・ 既設配管設備 (給水、給湯・排水) 撤去 一式
- ・ 既設衛生設備撤去 一式
- ・ 既設電気設備撤去 一式
- ・ 既設空気調和設備 (換気・暖房設備) 撤去 一式

トイレブース及び和式便器撤去

件名	#6体育館内部改修建築等設計	図面番号	20 / 22
種別	平面詳細図 (現況)	縮尺	1/50

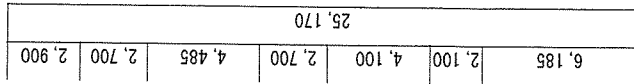


内部改修 (便所：女子、シャワー室)

- ・衛生設備一式
- ・電気設備一式
- ・空調和設備一式
- ・給水、給湯設備一式
- ・排水設備一式
- ・建築設備一式

真空給水ポンプ新設  
配管設備一式

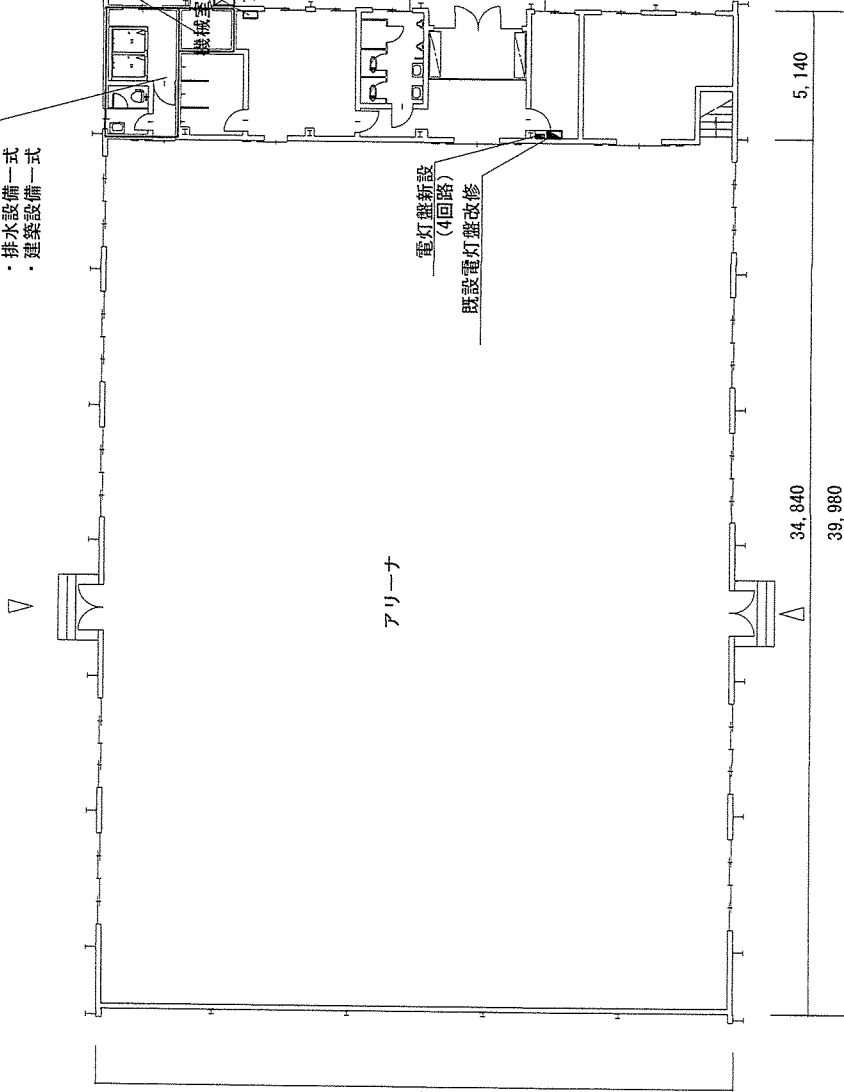
壁掛け型ガス給湯器新設  
配管設備一式



機械室  
プロパン庫

電灯盤新設  
(4回路)  
既設電灯盤改修

アリーナ



25,400

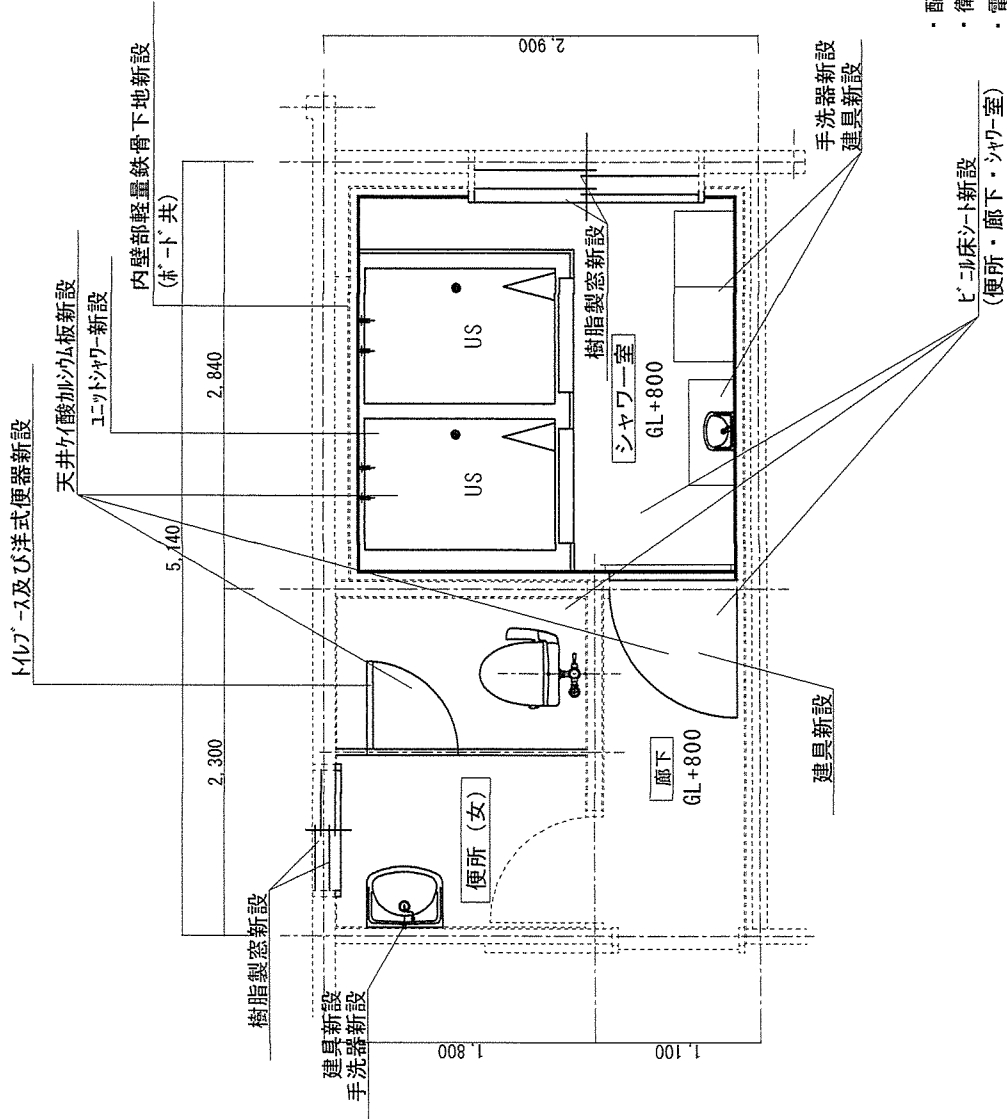
5,140

34,840

39,980

凡例：  内部改修範囲

件名	#6体育館内部改修建築等設計	図面番号	21 / 22
種別	平面図 (改修後)	縮尺	1/300



- ・配管設備 (給水、給湯・排水) 新設 一式
- ・衛生設備新設 一式
- ・電気設備新設 一式
- ・空気調和設備 (換気・暖房設備) 撤去 一式

件名	#6 体育館内部改修建築等設計	図面番号	22 / 22
種別	平面詳細図 (改修後)	縮尺	1/50